

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和2年3月17日

-230号-

消費生活トラブル情報

注目!

水漏れ発生！「見積り無料」でも

作業費は請求？！

相談事例



蛇口から水が漏れたので「見積り・出張無料」と書かれたチラシの業者に見積りを依頼した。来訪した業者は「詳しい見積りのため水道管を見る」と蛇口を取り外したところ、全体の交換が必要。50万円かかると言われた。工事を断ったところ、蛇口の取り外し料金2万円を請求された。

アドバイス

無料
お見積り●広告をうのみにしてはいけません

⇒ 見積りをしてもらう前に、見積りに当たって料金は発生するのか、キャンセル料が発生するのかなどを、あらかじめ確認しましょう。

NO

●その場で契約しないようにしましょう

⇒ 事業者契約をせかされても慌てず、料金や内容を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておくことも大切です。

●困ったときは消費生活センターに相談しましょう

○参照先：国民生活センターHP http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen337.html

山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間

【月～金】8:30～19:00

【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間

【平日】9:00～16:30

(入場受付は16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

注意情報

電話で『お金の話』は詐欺！

事例

- 警察官をかたり、『先ほど××デパートから通報がありました。あなたのクレジットカードの情報が盗まれています。カードを止める手続きをしますので、暗証番号を教えてください。近くに警察官(職員)がいますので、すぐに向かわせます。』
- 市役所職員をかたり、『医療費の還付金があります。ATMで受け取れるから手続きをしてください。』
などの電話があります。

アドバイス

- 在宅中も常に「**留守番電話設定**」にしておく
- 一人で判断しないで、**必ず家族や警察に相談する**
- 訪問者に**キャッシュカードや通帳を渡さない**



参照先: 千葉県警HP

https://www.police.pref.chiba.jp/seisoka/safe-life_fraud-refund.html

重要!

お知らせ

令和2年4月1日から消費生活センターの
相談受付時間が**変わります!**

現行

[月~金] 8:30~19:00

[土] 8:30~17:00

※祝日・年末年始は除く。

変更

[月~金] 8:30~**17:00**

※祝日・年末年始は除く。

※**土曜日はお休み**となります。

※土日祝日は、「消費者ホットライン」(局番なし188)により、
国民生活センター(受付時間10:00~16:00)に御相談ください。

消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネットトラブル ●遺棄販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス等)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など積極的な消費者教育を紹介しています。

○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

○消費生活情報コーナー

入口側にもパンフレットなど豊富な情報を見られるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!



「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。